

# 路政問答

本欄は眞摯の心構を以て路政に關する研究に資せんとする爲めに設けたる次第に付概念の遊戲に墮するが如きものは差控え可成實際上の處理に關する疑義の質義に利用せられんことを望む

△我帝國は愈々東亞保全之爲、長期建設を目ざして新秩序を整へ邁進しなければならぬ時節となつた。夫故に土木報國の使命を荷へる吾人は此上にも業務上の智能を啓き認識を深かめ各自の立場に於て畢生の努力を盡し以て帝國の發展に貢獻せねばならぬ。仍て新に「路政問答」なる欄を設け道路法、軌道法、自動車交通事業法、陸上交通事業調整法、土地收用法、水道條例、下水道法及之等の附屬又は關係法規に關する質疑は勿論事實に即して惹起せる疑義について慎重研究の上本誌上に其の解答を公にし以て廣く研究の資に供せんと欲する、庶幾は愛讀の諸彦は充分に本欄を利用せられんことを。(編輯主任)

田 口 一 郎

④假線使用期限の伸長及饋電方法の變更に關

する工事と職權委任

長」は如何に長期のものとも雖も總て地方長官に委任せられたるものなりや、又「ツ」饋電方法ノ變電ニ關スル工事に付ても何等の制限なきものなりや(江・S生)。

問 軌道法第二十五條の規定に依る職權委任に關する内務

鐵道省令第二條第一項第一號中「(タ)假線使用期限ノ伸

答 假線は使用期間六箇月を超えざるものゝ敷設に關する

工事に付てのみ地方長官に委任されて居り（職權委任省令第二條第一項第一號（ヨ））、それより長期に亘るものにては其の職權に屬してゐない。従つて之が使用期限の伸長も亦當然六箇月以内の場合に限り委任せられたるものと觀るべきである。尙此のことは内務省に於ける大正十五年六月の土木主任官會議指示事項中にも示されてゐる。

次に饋電方法の變更に關する工事に付ては文理上は無制限に委任されてゐる様に觀られるけれども、それではあまりに廣範圍に過ぎ實際に種々の支障があるから一定の範圍に於てのみ委任せられたるものと解する必要がある。依つて大正十三年十二月十五日監軌第一四〇一號三内務省土木局長、鐵道省監督局長連名通牒に依り軌道所在地方長官に對して左の如く其の範圍を示してゐる。

軌道法第二十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル工事中第二條第一項第一號「ツ」饋電方法變更ニ關スル工事ノ範圍ハ左ノ通ニ候條了知相成度

路政問答

一、既設饋電線ノ種類、太サ其ノ他既認可工事方法ニ依ル延長ノ増加ニ關スル工事

一、變電所ノ饋電區域變更

一、電車線ノ區劃及饋電點ノ變更

右の中第一番目の事項は種類、太さ等總て既認可工事方法の通りで只延長のみを増加する工事と讀むべきであり、従つて種類や太さを變更する場合は職權委任の範圍外として處理されるのである。

### ◎土木請負業者の應召と入札人資格

問 土木請負業者應召中にして二年以上に及ぶ場合は、道路工事執行令第八條第一號に定むる要件を缺き入札たるの資格を喪失するものなりや、或は又過去に於て引續き二年以上土木請負業に従事したる事實あれば右資格を保有するものなりや（B）。

答 道路工事執行令第八條が入札人の要件として「引續キ

二年以上土木請負業ニ従事スルコト」を要するものと定めたのは、現在に於て相當工事に關する經驗を有し且土木請負業者としての社會的信用ある者をして入札せしめやうとの考慮に基くのである。従つて單に過去に於て引續き二年以上土木請負業に従事したことがあると謂ふだけではなく、入札の時の現在に於て引續き二年以上土木請負業に従事してゐることを要する。されば應召の爲此の要件を缺くに至ることなきを保し難い、けれども此の場合と雖も代理人を置いて本人名儀の營業を繼續させて居るならば差支ないものと思ふ。

◎府縣道改良工事に伴ふ鐵道省所管電線路移

轉に關する費用負擔

問 府縣道改良工事施行に當り國有鐵道附屬物件移轉(木造電柱其の他)の場合補償額支出算定は鐵骨及ケーブル等の理想的改良費全額の補償に應ずべきものなりや

(宮城 T・E 生)。

答 道路改良工事の施行に當り支障物件の移轉費を支出す

べき場合に於ては、其の物件の現在のままの状態に於て移轉に要する實費を負擔するを條理とする。従つて鐵道省所管のものと同様も木柱を鐵柱に變更し或は又裸線路をケーブル線路に變更する等の所謂質的改良費は之を負擔すべき限りでない。在來木柱、在來裸線路の移轉費用を以て限度とすべきである。尙鐵道省所管電線路の移轉費用の負擔に關する協議に當つては常に、昭和十一年十二月二十三日内務省遞土第五號土木局長依命通牒の「遞信省所管電氣通信線路建設移轉ニ關スル内務、遞信兩省協定」に準じて措置することが望ましい。

×  
—————  
×

×  
—————  
×